

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	介護保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

酒々井町は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

酒々井町長

公表日

平成28年11月21日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	<p>・介護保険法、その他の介護保険に関する法律及び条例に基づき、介護保険の資格管理、介護保険料の賦課徴収、受給者管理、給付管理とそれに関する調査を行っている。</p> <p>・特定個人情報ファイルは、次の事務に利用している。</p> <p>①介護保険資格の取得、喪失の決定 ②介護保険料額の算定 ③納入通知書による介護保険料額の通知 ④介護保険料の納入状況の管理 ⑤介護サービス受給のための要介護認定の申請受付、認定、負担限度額認定、給付制限の実施 ⑥高額介護費等の介護給付の申請受付、決定の実施 ⑦介護保険に関わる証明書の発行 ⑧介護保険被保険者台帳の照会 ⑨情報提供に必要な情報を「副本」として保持する</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二に基づき、情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバーを介して情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報の照会と提供を、符号を用いて行う。</p>
③システムの名称	介護保険システム、収納管理システム、滞納管理システム、口座管理システム、宛名管理システム、年金集約システム、中間サーバー、バックアップシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 介護資格ファイル 2. 介護保険料賦課・徴収ファイル 3. 介護受給者台帳ファイル 4. 介護認定ファイル 5. 介護給付実績ファイル 6. 介護負担区分ファイル 7. 口座情報ファイル 8. 宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項 別表第一-68</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第50条</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号 別表第二【情報提供】1、2、3、4、6、17、22、26、30、33、39、42、43、56-2、58、61、62、80、81、87、88、90、94、95、97、109、117、120 【情報照会】93、94</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第19条、第25条、第30条、第32条、第33条、第43条、第44条、第46条、第47条、第49条</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	酒々井町健康福祉課介護保険班
②所属長	健康福祉課長 河島幸弘
6. 他の評価実施機関	
総務省	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	健康福祉課介護保険班 千葉県印旛郡酒々井町中央台4丁目11番地 043-496-1171
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉課介護保険班 千葉県印旛郡酒々井町中央台4丁目11番地 043-496-1171

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

